

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路線名	県道佐野行田線
供用開始の区間	羽生市大字上新郷字別所七〇八八番一 地先から 同市大字上新郷字別所七一五一番四地先 まで
供用開始の期日	令和五年八月三十一日
備考	令和五年八月二十九日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十六号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一五一・二六メートル